

令和4年5月31日

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の概要

本件は、統合失調症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害認定日による請求として障害基礎年金の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

#### 2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、当該傷病により障害の状態にあるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、請求人に対し、令和〇年〇月〇日付けで、「請求のあった傷病(統合失調症)について、提出された診断書では、障害認定日(平成〇年〇月〇日)現在の障害の状態を認定することができません。」との理由により、上記(1)の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求を

した。

## 第3 当事者等の主張の要旨 (略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 障害認定日請求による障害基礎年金は、障害認定日における障害の状態が、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当しなければ、支給されないこととなっている。
- 2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であり、同日から1年6月を経過した平成〇年〇月〇日が障害認定日となることについては、当事者間に争いが無いものと認められるところ、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分をしたのに対し、請求人はそれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件で提出されている資料で、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)を認定することができないと認められるかどうかである。

### 第2 事実の認定及び判断

- 1 障害基礎年金の裁定において、その障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表に定める程度に該当するかどうかは、受給権の発生・内容に関わる重大なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいふまでもないところである。したがって、認定は、障害の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、直接それに係る診療を行った医師(歯科医師を含む。以下同じ。)若しくは医療機関が作成した診断書、医師若しくは医療機関が、診療が行われたときに作成された診療録等の客観性のあるいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料によって行われなければならないものと解するのが相

当であり、国民年金法施行規則第31条が、障害基礎年金の裁定請求書には「障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書」を添えなければならないと定めているのも、この趣旨から出たものと解されるのである。

そして、当審査会に顕著な事実によれば、保険者は、一般的に、障害認定日による請求については同日以後3月以内の現症が記載されている診断書の提出を求めることとして、障害の程度の認定を行うべき日における障害の状態は、上記の期間内の現症日における障害の状態によって認定を行うものとする旨の取扱いをしており、当審査会も、基本的にはこれを相当としてきているところである。

- 2 請求人は、本件障害の状態を示すものとして、a 病院 b 科・A 医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る令和〇年〇月〇日付けの診断書（以下「本件診断書」という。）を提出しているが、本件記録によれば、同時に提出されたA 医師作成の同年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付けの診断書と本件診断書の記載内容が、現症日に〇年以上の乖離がありながら同様の障害の程度であったことから、保険者がA 医師に平成〇年〇月〇日現症日診断書の作成根拠について照会したところ、A 医師は「カルテの保存期間を過ぎていた為カルテ内容の確認出来ず御家族の話と、所有の診断書を参考に作成致しました。」と回答したことが認められる。しかしながら、請求人の主張によれば、この「所有の診断書」は、その後紛失してしまい、現存しないというのであり、その記載内容が平成〇年〇月〇日頃当時のものであるかは判然としないし、当該傷病による障害の状態を記述することを主題として作成されたものかも不明であり、「御家族の話」と併せて本件診断書が作成されたという経過からしても、当該紛失した診断書のみで本件診断書の内容を基礎付けることは困難であったものと考えられる。そうすると、その作成経過に照らし、本件診断書によって本件障害の状態

を認定することは困難といわざるを得ず、その他提出された資料によっても本件障害の状態を認定することはできない。

- 3 以上によれば、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。